

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求めらる。

平成二十七年五月二十六日

江戸川区長 多田正見

江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布します。

平成二十七年三月三十一日

江戸川区長 多田正見

江戸川区条例第二十号

江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例
江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十六年七月江戸川区条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

付則第一条第二号中「改正規定」の下に「（同項第二号イのうち三輪のもの及び四輪以上のものに係る部分に限る。）」を加え、「付則第三条」を「付則第三条第一項」に改め、同条第三号中「第一条中」の下に「第三十九条第一項の改正規定（同項第二号イのうち三輪のもの及び四輪以上のものに係る部分を除く。）」並びに「を加え、「付則第四条」を「付則第三条第二項、第四条」に改める。

付則第三条中「第三十九条」を「第三十九条第一項（同項第二号イのうち三輪のもの及び四輪以上のものに係る部分に限る。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 新条例第三十九条第一項（同項第二号イのうち三輪のもの及び四輪以上のものに係る部分を除く。）の規定は、平成二十八年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十七年分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。